令 和 ２ 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

令和３年３月 25 日提出

登 米 市 監 査 委 員

令和２年度財政援助団体等監査の結果について、登米市監査基準第 21 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

１　監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第７項の規定に基づく監査）

２　監査の対象

ア　財政援助団体監査 … 市の補助金の前年度交付額が 100 万円以上の団体

イ　指定管理者監査 … 公の施設の指定管理者

３　監査の着眼点

（１）財政的援助等の交付の目的及び事業内容について

（２）交付の金額、方法、時期、手続き等について

（３）対象事業の執行について

（４）会計経理、財産管理について

（５）団体等への指導監督について

４　監査の主な実施内容

市が財政的援助を行っている団体等の出納その他の事務に対し、上記着眼点を中心に補助金が交付条件に従って適正に使用されているか、公の施設の管理は協定書に基づき適正に行われているかなどについて監査を実施した。

監査は、あらかじめ団体及び所管課に対し、監査資料として提出を求めた令和元年度及び令和２年度事業に係る各種資料をもとに、関係職員から事業状況について説明を聴取し、現状の把握を行った。また、監査基準第 19 条に基づく、監査の講評に対する所管課及び団体からの弁明又は見解は、講評終了直後に聴取した。

ただし、一団体を除いては新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、対象団体及び所管課職員の出席を求めず、書類監査を中心に行い、監査の講評を文書により通知したうえで、弁明又は見解の聴取を行った。

５　監査の日程

令和２年 12 月 16 日から同年 12 月 24 日まで、下記の団体及び所管課を対象に実施した。

（１）財政援助団体

No.	実施月日	監査対象団体及び補助金名	所管課
1	12 月 16 日	登米市文化協会 ・ 登米市文化協会支援事業補助金	まちづくり推進部 市民協働課
2	12 月 17 日	佐沼地区防犯協会連合会 ・ 登米市防犯団体補助金	市民生活部 市民生活課
3	12 月 24 日	登米市遺族会 ・ 登米市社会福祉対策事業補助金 （戦死傷者関係団体活動事業）	福祉事務所 生活福祉課
4	12 月 21 日	登米市振興協同組合 ・ 登米市共通商品券運営事業補助金	産業経済部 地域ビジネス支援課

（２）公の施設の指定管理団体

No.	実施月日	監査対象団体及び管理施設	所管課
1	12 月 21 日	吉田コミュニティ運営協議会 ・ 平筒沼ふれあい公園	まちづくり推進部 観光シティプロモーション課
2	12 月 24 日	～いきいき健康づくり～ スポーツクラブみなみかた ・ 登米市南方武道伝承館 ・ 登米市南方総合運動場 ・ 登米市南方中央運動広場	教育委員会教育部 生涯学習課

６　監査の執行者

監査委員　　島　尾　清　次
監査委員　　千　葉　良　悦
監査委員　　岩　淵　正　宏

7　監査の結果

団体及び所管課の出納その他関連する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

指摘・改善事項等について、所管課に共通する内容は総括事項に、所管課ごとの内容は個別事項に記述するとおりである。

また、監査の執行の際に見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、関係職員に対して口頭または文書により伝えたことから記述を省略した。

なお、個別事項の指摘・改善事項等に対して措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その措置内容を監査委員に通知されたい。

【総括事項】

1　財政援助団体について

財政援助団体については、今後とも補助金交付要綱等に則り、目的遂行のための活発な事業運営及び適切な事務手続きに努められるよう指導されたい。

特に、補助金交付団体から構成団体に再補助を行っている場合に、再補助団体の事業運営実態等が把握されていない状況が見られたため、補助金の有効性検証の観点から、その把握に注力されたい。

2　公の施設の指定管理団体について

公の施設の指定管理については、民間事業者や多様な団体が有する固有の能力及びノウハウを活用することにより、地域住民等に対するサービスを効果的かつ効率的に向上させ、もって地域福祉の一層の増進を図ることが指定の意義とされていることから、協定書に基づき意義に沿った施設の管理運営に努められるよう指導されたい。

特に、修繕費の支出では、基本協定書で定められている金額を超過しているものが見受けられる。決算内容の確認に注力し、協定書との乖離が著しい場合には、協定を締結する際に内容を再考することについて検討されたい。

【個別事項】

1　登米市文化協会

所　管　課	まちづくり推進部　市民協働課	
補助金交付団体	補 助 金 名	登米市文化協会支援事業補助金
	補　助　金 （令和元年度）	2,600,000 円
	補 助 目 的	芸術文化の高揚を図るため
監 査 期 日	令和２年 12 月 16 日	
監 査 場 所	監査委員事務局監査室	

➢ 団体の概要

設 立 目 的	この協会は、登米市における文化・芸術活動を振興し、市民の文化・芸術の発展向上に寄与することを目的とする。
所　在　地	登米市迫町佐沼字中江二丁目６番地１ （まちづくり推進部市民協働課内）
組　織 (令和２年６月 26 日現在)	役　員：16 名（理事 14 名、監事２名） 構成員：3,821 名（役員を含む）
決 算 状 況	［令和元年度決算］（平成 31 年４月１日～令和２年３月 31 日） 収入総額 3,631,447 円、支出総額 3,506,563 円、収支差引額 124,884 円である。収入総額には補助金 2,600,000 円が含まれる。

■ **指摘・改善事項等**

・補助金の一部が、団体を構成している組織が実施するイベントに対し交際費として支出されているほか、市から当該補助金とは異なる補助金を交付されている事業に対し部会活動費として支出されていることについて、今後の取扱いに改善の余地がないのか検討されたい。

・費用弁償について、会則で規定する対象者以外にも支給が行われていることから、会則に則った支給となるよう指導されたい。

２　佐沼地区防犯協会連合会

所　管　課	市民生活部　市民生活課	
補助金交付団体	補 助 金 名	登米市防犯団体補助金
	補　助　金 （令和元年度）	1,000,000 円
	補 助 目 的	犯罪のない住みよいまちづくりを推進するため
監 査 期 日	令和２年 12 月 17 日	
監 査 場 所	監査委員事務局監査室	

➢ 団体の概要

設 立 目 的	この会は、自主的な防犯活動を強力に推進することにより、犯罪のない明るく住み良い地域社会を建設することを目的とする。
所　在　地	登米市迫町佐沼字中江五丁目 11 番地５ （宮城県佐沼警察署生活安全課内）
組　織 （令和２年 11 月 12 日現在）	役　員：23 名（会長１名、副会長５名、理事 14 名、監事３名）
決 算 状 況	［令和元年度決算］（平成 31 年４月１日～令和２年３月 31 日） 収入総額 1,230,840 円、支出総額 1,077,347 円、収支差引額 153,493 円である。収入総額には補助金 1,000,000 円が含まれる。

■ **指摘・改善事項等**

・団体の活動は年間を通じて行われているが、補助金の交付時期は８月になっている。年度当初の活動に支障をきたす恐れがあることから、団体の交付申請時期を早められるよう指導されたい。

３　宮城県登米市遺族会

所　管　課	福祉事務所　生活福祉課	
補助金交付団体	補 助 金 名	登米市社会福祉対策事業補助金 （戦死傷者関係団体活動補助事業）
	補　助　金 （令和元年度）	1,300,000 円
	補 助 目 的	社会福祉対策に関する事務又は事業に要する経費に充てるため
監 査 期 日	令和２年 12 月 24 日	
監 査 場 所	監査委員事務局監査室	

➢ 団体の概要

設 立 目 的	本会は、県連合遺族会及び町遺族会との連携を緊密にし、遺族会本来の使命達成に寄与することを目的とする。
所　在　地	登米市迫町北方字大洞 45 番地３（登米市社会福祉協議会内）
組　織 (令和２年６月 15 日現在)	役　員：14 名（会長１名、副会長２名、理事６名、女性部長１名、会計１名、監事３名） 構成員：1,561 名
決 算 状 況	［令和元年度決算］（平成 31 年４月１日～令和２年３月 31 日） 収入総額 2,683,221 円、支出総額 2,504,905 円、収支差引額 178,316 円である。収入総額には補助金 1,300,000 円が含まれる。

■ 指摘・改善事項等

・現金の取扱いについて、金庫内に多額の現金を保管することのリスクを考慮し、遅滞なく金融機関に預け入れを行うよう指導されたい。

４　登米市振興協同組合

所　管　課	産業経済部　地域ビジネス支援課	
補助金交付団体	補 助 金 名	登米市共通商品券事業補助金
	補　助　金 （令和元年度）	1,380,000 円
	補 助 目 的	市内商工業の振興と安定的な発展を図るため
監 査 期 日	令和２年 12 月 21 日	
監 査 場 所	監査委員事務局監査室	

➢ 団体の概要

設 立 目 的	本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。
所　在　地	登米市迫町佐沼字上舟丁 12 番地６（登米中央商工会内）
組　織 （令和２年５月 29 日現在）	役　員：13 名（理事長１名、副理事長１名、専務理事１名、理事７名、監事３名） 構成員：155 名
決 算 状 況	［令和元年度決算］（平成 31 年４月１日～令和２年３月 31 日） 収入総額 4,318,546 円、支出総額 4,216,337 円、収支差引額 102,209 円である。収入総額には補助金 1,380,000 円が含まれる。

■ **指摘・改善事項等**

・特になし

５　吉田コミュニティ運営協議会

所　管　課	まちづくり推進部　観光シティプロモーション課	
公の施設の指定管理団体	指定管理施設	平筒沼ふれあい公園
	指定管理料（令和元年度分）	15,366,000 円
	指 定 期 間	平成 31 年４月１日～令和６年３月 31 日
監 査 期 日	令和２年 12 月 21 日	
監 査 場 所	登米市監査委員事務局	

➢ 団体の概要

設 立 目 的	協議会は、コミュニティ（近隣社会）における住民の自主的活動を促進し、住民相互の連帯感と自治意識の高揚をはかり、健康で安心・安全な住み良い地域社会を推進するとともに、コミュニティ組織活動の連絡提携を図ることを目的とする。
所　在　地	登米市米山町字桜岡江浪 41 番地（吉田公民館内）
主 な 事 業	コミュニティ組織の育成、生涯学習活動の振興、生活環境の整備、健康福祉の増進に関すること。登米市吉田公民館・吉田体育館・善王寺コミュニティセンター、平筒沼ふれあい公園の指定管理業務に関すること。
決 算 状 況	［令和元年度決算］（平成 31 年４月１日～令和２年３月 31 日） ※平筒沼ふれあい公園指定管理業務分 収入総額 15,889,280 円、支出総額 13,275,209 円、収支差引額 2,614,071 円である。収入総額には、指定管理料 15,366,000 円が含まれる。

■ 指摘・改善事項等

・役員の報酬や職員の人件費に相当する支出が、決算書上、地域住民が内容を確認しにくい科目に整理されている。 地域自治を担う中心団体であることを念頭に、決算内容の透明化を図るよう指導されたい。

・現金の取扱いについて、金庫内に長期間現金を保管することのリスクを考慮し、遅滞なく金融機関に預け入れを行うよう指導されたい。

６　～いきいき健康づくり～スポーツクラブみなみかた

所　管　課	教育委員会教育部　生涯学習課	
公の施設の指定管理団体	指定管理施設	登米市南方武道伝承館 登米市南方総合運動場 登米市南方中央運動広場
	指定管理料 （令和元年度分）	22,547,000 円
	指定期間	平成 29 年４月１日～令和４年３月 31 日
監査期日	令和２年 12 月 24 日	
監査場所	監査委員事務局監査室	

➢ 団体の概要

設立目的	クラブは、主として自主企画・自主運営によるスポーツ活動を通して南方地区におけるスポーツ活動の振興を図り、総合型地域スポーツクラブを核とした地域住民の自立的な社会参加を促進し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、健康で明るく豊かな生活の実現に資するとともに地域のスポーツの普及と増進に寄与することを目的とする。
所在地	登米市南方町新高石浦 130 番地（南方中央運動広場管理等）
主な事業	健康・体力の保持・増進に関する事業 健康・スポーツ教室・文化趣味の教室及び各種スポーツイベント・交流会の開催 南方総合運動場、南方中央運動広場及び南方武道伝承館の指定管理に関すること
決算状況	［令和元年度決算］（平成 31 年４月１日～令和２年３月 31 日） ※南方武道伝承館、南方総合運動場、南方中央運動広場指定管理業務分 収入総額 23,407,908 円、支出総額 22,367,210 円、収支差引額 1,040,698 円である。収入総額には、指定管理料 22,547,000 円が含まれる。

■指摘・改善事項等

・団体の予算規模を考慮し、必要な規程の制定について指導するとともに、一定程度の事務処理について統一が図られるよう指導されたい。